

平成 25 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ  
代 表 者 名 取締役社長 佐藤 康博  
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号  
コ ー ド 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

### 第十三回第十三種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、資本効率の向上を図るため、当社発行の第十三回第十三種優先株式の全部につき、当社定款第 19 条及び第十三回第十三種優先株式発行要項第 14 項の規定に基づき取得することを決議するとともに、当該取得のために必要となる議案を平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議すること、及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを、併せて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 第十三回第十三種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 36,690,000 株
- (3) 株式の取得価額 1 株につき 1,008.384 円

(注) 上記の取得価額は、1 株につき 1,000 円に経過配当金相当額 (第十三回第十三種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。))で日割計算した額とし、その計算は 1 円未満小数第四位まで算出し、その小数第四位を四捨五入します。以下同じ。)を加算した額です。

- (4) 株式の取得価額の総額 36,997,608,960 円
- (5) 取得日 平成 25 年 7 月 11 日
- (6) 上記については、平成 25 年 6 月 25 日開催予定の第 11 期定時株主総会において承認可決されることを前提とします。

#### 2. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 第十三回第十三種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 36,690,000 株  
(上記 1. により取得する第十三回第十三種優先株式の全部)
- (3) 効力発生日 平成 25 年 7 月 11 日
- (4) 消却については上記 1. により第十三回第十三種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。

(ご参考)

今回取得予定の第十三回第十三種優先株式の概要

- (1) 当初発行日                      平成 15 年 3 月 28 日
- (2) 発行株式数                      36,690 株

(注) 当社は、平成 21 年 1 月 3 日（土）を基準日とし、平成 21 年 1 月 4 日（日）を効力発生日として、当社普通株式、各種優先株式及び端株の数に応じて、新たな払込みなしに、全ての株主に対して 1 株につき 999 株の割合及び全ての端株主に対して 1 株に満たない株式の端数 0.01 株につき 9.99 株の割合で、それぞれ同一の種類株式及び端数を割り当てることを内容とする端数等無償割当てを実施しました。当該端数等無償割当て実施後の現在における、第十三回第十三種優先株式の発行済株式数は、36,690,000 株です。

- (3) 発行総額                      36,690,000,000 円

- (4) 取得条項                      当社は、平成 25 年 4 月 1 日以降、株主総会の決議で別に定める日に、下記に定める取得価額で、第十三回第十三種優先株式の全部又は一部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選又は按分比例の方法により行う。取得価額は、1 株につき 1,000 円に経過配当金相当額を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第十三回第十三種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

以 上

この文書は、「第十三回第十三種優先株式の取得及び消却に関するお知らせ」に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。